

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成21年5月15日（金）

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所長 津田 修一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

那覇港浦添ふ頭地区において、仮設防波堤設置後における波浪等の変化状況を明らかにするため、波浪変形解析を実施するものである。本業務の実施にあたっては、次の特殊な技術・設備を有し、自在に駆使することができる能力を有している必要があることから、3. の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

(特殊な技術・設備)

- ・非線形波浪モデルをベースとした、港内の屈折、回折、砕波、透過、反射など全ての現象を精度よく把握するためのシミュレーション技術。

応募の結果、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の公益法人等と当該応募者に対して企画競争による提案書の提出を要請する予定である。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行するものとする。

2. 業務の概要

1) 業務名

那覇港内擾乱対策検討業務

2) 業務目的

本業務委託は、那覇港浦添ふ頭内の静穏性確保のために必要な浦添第一防波堤延伸長について、港内静穏度解析を行い検討することを目的として実施するものである。また、早期に静穏度を確保するために仮防波堤の設置が有効であることの確認も併せて行うものである。

3) 業務内容

過年度業務及び他の業務で作成した地形データをもとに、浦添ふ頭の静穏度確保に必要な浦添第一防波堤の最適な延伸長を検討するため、地形データ毎に港内静穏度解析を実施し、浦添ふ頭の静穏度が確保される最適な防波堤延伸長を検討する。

4) 履行期限

平成22年2月26日

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ①予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ②沖縄総合事務局長から沖縄総合事務局の工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領（昭和60年8月6日付け総会計第642号。以下、「指名停止措置要領」という。）に基づく

指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 設備・システムに関する要件

- ・非線形波浪モデルをベースとした、港内の屈折、回折、砕波、透過、反射など全ての現象を計算できることに加え、浅瀬、リーフ等の波の遡上・干上がり現象の計算ができるプログラム。

4. 手続等

(1) 担当部局

1) 入札手続等

〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-6-11

内閣府 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所 経理課 契約係

電話 098-867-3710 FAX 098-860-8453

2) 資格審査等

〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-6-11

内閣府 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所 企画調整課 企画調整係

電話 098-867-3710 FAX 098-860-1339

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成21年5月15日から平成21年6月4日まで(1) 2)に同じ場所で配布。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成21年6月5日 17時15分(1) 1)に同じ。

持参、郵送（書留郵便に限る）または、電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）とすること。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1) 1) に同じ。

(3) 沖縄総合事務局における平成21・22年度一般競争入札参加資格業者のうち「建設コンサルタント等」業務に係わる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない場合も4. (3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(4) 詳細は、説明書による。